

登録日本語教員養成機関・登録実践研修機関が実施する養成課程・実践研修に係る教育訓練給付の対象講座としての指定申請について

- **登録日本語教員養成機関・登録実践研修機関が実施する養成課程・実践研修は、法令に基づいた公的職業資格（必置資格）の養成課程として教育訓練給付（※）の支給対象講座（「特定一般教育訓練」又は「一般教育訓練」）として厚生労働大臣の指定を受けることが可能。**

（※）労働者が主体的に、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し、修了した場合に、受講料の一部を雇用保険から支給する制度

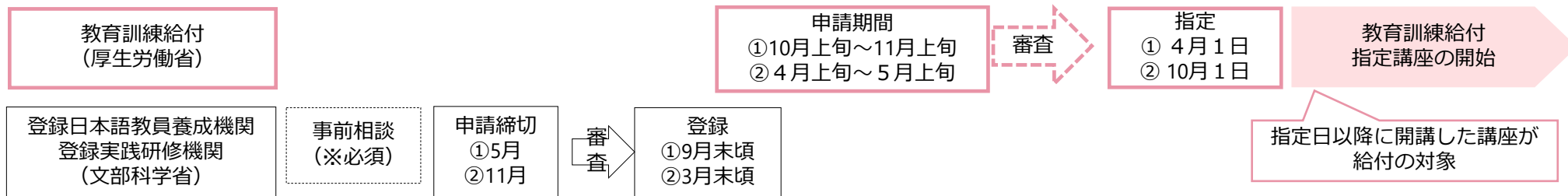
教育訓練給付の講座指定申請手続

- **登録日本語教員養成機関・登録実践研修機関（又は登録申請中の機関）は、指定申請期間内に必要書類に登録を通知する書類の写し（登録申請中の場合は、申請書の写し）を添えて、厚生労働省に申請。**

（※）登録日本語教員養成機関・登録実践研修機関の登録申請は年2回：①5月申請締切（9月末頃登録分）、②11月申請締切（3月末頃登録分）

（※）教育訓練給付の指定申請は年2回：①10月初旬～11月初旬（翌年4月1日指定分）、②4月初旬～5月初旬（10月1日指定分）

- **登録日本語教員養成機関・登録実践研修機関の登録申請中の機関が、教育訓練給付の講座指定を受けるスケジュールは以下のとおり。**



特定一般教育訓練給付：受講費用の40%（上限20万円）を支給

<対象となる講座>

- ・業務独占資格、名称独占資格もしくは**必置資格に係る養成施設の課程**又はこれら資格の取得を訓練目標とする課程

<講座実績要件>

- ・以下①～③について、**過去3か年度のうち、いずれかの年度においてすべて満たすことが必要（※）**

①目標資格の試験等の受験率が80%以上、②合格率が全国平均以上、③就職・在職率が80%以上

（※）従前から法務省告示基準の教員要件を満たす研修として文化庁に届出受理されていた養成講座の実施機関は、従前からの養成講座の実績により審査可能

一般教育訓練給付：受講費用の20%（上限10万円）を支給

<対象となる講座>

- ・**公的職業資格**又は修士若しくは博士の学位等の**取得を訓練目標とするもの**

<講座実績要件>

- ・なし

※従前から一般教育訓練給付の対象であった講座は、引き続き支給対象

【注】<対象となる講座><講座実績要件>は、養成課程・実践研修について、教育訓練給付の講座指定申請を行う場合の主な要件等を抜粋したものであることに留意。